

新	旧
今村証券約款・規定集《別冊》 非課税上場株式等管理、非課税累積投資、<u>特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理</u>に関する約款 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び<u>特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理</u>に関する約款 (約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、今村証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座<u>及び特定課税未成年者口座</u>について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号、第 6 号<u>及び第 10 号</u>に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 (現行どおり) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第 2 条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 <u>16</u> 項及び第 <u>25</u> 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの)を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 <u>25</u> 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>44</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 2 (現行どおり) 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>12</u> 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定(<u>特定累積投資勘定のうち、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられる勘定(以下「未成年者特定累積投資勘定」といいます。)を除きます。以下この項及び次項において同じ。</u>)又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられ	今村証券約款・規定集《別冊》 非課税上場株式等管理、非課税累積投資<u>及び</u>特定非課税累積投資に関する約款 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 (約款の趣旨) 第 1 条 この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、今村証券株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号及び 6 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。 2 (省 略) (非課税口座開設届出書等の提出等) 第 2 条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 <u>10</u> 項及び第 <u>19</u> 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。)の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの)を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 <u>20</u> 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>33</u> 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 2 (省 略) 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>16</u> 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 <u>10</u> 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>13</u> 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出され

新	旧
る日の属する年(以下「設定年」といいます。の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 19 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 11 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 (特定累積投資勘定の設定) 第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は 2024 年(未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027 年)以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。))において設けられます。 2 (現行どおり) 3 未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客様がその年1月1日において 18 歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社又は金融機関に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。 (特定非課税管理勘定の設定) 第 3 条の 2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第 3 条の特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を除きます。))と同時に設けられます。 (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第 5 条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限りします。))のみを受け入れます。 ① 第 3 条第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間(この項及び第 20 条において「受入期間」といいます。))に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。))の合計額が 120 万円(当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60 万円)を超えないもの(次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) イ 未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に	る日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 (特定累積投資勘定の設定) 第 3 条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は 2024 年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。))において設けられます。 2 (省 略) (新 設) (特定非課税管理勘定の設定) 第 3 条の 2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第 3 条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。 (特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第 5 条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限りします。))のみを受け入れます。 ① 第 3 条第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。))の合計額が 120 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。))の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除きます。)

新	旧
前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超える場合 ロ 未成年者特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額及び当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が600万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等 2 特定累積投資勘定において、お客様が累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売及び解約に係る手数料はいただきません。 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する<u>特定新株予約権</u>に係る上場株式等及び同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第25条の13第28項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が1,200万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第30項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法) 第6条 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (未成年者特定累積投資勘定の管理) 第7条 未成年者特定累積投資勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日ま	② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等(新 設) (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する<u>特定新株予約権等</u>に係る上場株式等及び同条第2項に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第25条の13第30項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。) イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいいます。)の合計額が1,200万円を超える場合 ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等 (譲渡の方法) 第6条 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (新 設)

新	旧
では、次に定める取扱いとなります。 ① 当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還(次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除きます。)を行わないこと イ お客様がその年の3月31日において12歳である年(以下、「特定基準年」といいます。)の前年以前の各年 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)及び当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管又は返還 ロ お客様の特定基準年以後の各年 イに定める移管又は返還及びお客様が当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を依頼する旨、当該移管又は返還の起因となる事由(お客様の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。)等を記載した書類(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)の提出をした場合における当該移管又は返還 ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置法第37条の11第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8第1項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。)は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託すること (非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止) 第8条 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座及び当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第9条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、次項に規定するもの、租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあつ	(新 設) (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知) 第7条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあつ

新	旧
し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 2 未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出しでお客様の基準年の前年12月31日までに生じたもの(振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(租税特別措置法施行令第25条の13第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 3 (現行どおり) (特定累積投資勘定を設定した場合の定期的な所在地確認) 第10条 当社は、お客様が当社に開設する非課税口座に特定累積投資勘定(未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。)を設定している場合において、当社の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。 2 前項の場合において、当社の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます(分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。))。 3 前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。 (特定課税未成年者口座の設定) 第11条 お客様がその年1月1日において18歳未満である年又は	た上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (新 設) 2 (省 略) (特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第8条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。 ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所 ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。))には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 (新 設) (新 設)

新	旧
<u>出生した年において、特定課税未成年者口座(お客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)</u>は、<u>非課税口座と同時に設けられます。</u> <u>(課税管理勘定における処理)</u> 第12条 お客様がその年1月1日において18歳未満である年又は出生した年において、金銭その他の資産の預入れ又は預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。 <u>(課税管理勘定の金銭等の管理)</u> 第13条 特定課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し(次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。)をすることはできません。 ① お客様の特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該上場株式等につき災害等による払出し(非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。)がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し ② お客様の特定基準年以後の各年 ①に定める払出し及びお客様が当社に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由(お客様の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限りします。)等を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該払出し <u>(非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止)</u> 第14条 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座及び当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。 <u>(契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い)</u> 第15条 お客様の基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由(第7条若しくは第13条に掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は非課税口座若しくは特定課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除きます。))をしたことをいいます。以下、この条において同じ。)が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 ① 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第9条の8第1項第3号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。 ② 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第37条の14第1項及び第2項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
③ 当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管又はお客様への返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管又は返還があった時における含み益について課税いたします。 ④ 当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。 (非課税口座及び特定課税未成年者口座における入出金等の処理) 第16条 お客様が18歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金及び特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ① お客様名義の預貯金口座からの入金 ② お客様名義の当社証券口座からの入金 ③ 現金での入金(依頼人のお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。) 2 お客様の基準年の前年12月31日までに、お客様が非課税口座又は特定課税未成年者口座から出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ① お客様名義の預貯金口座への出金 ② 現金での引出(窓口で行うものに限ります。) ③ お客様名義の証券口座への移管 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。 4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等(租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ(1)(ii)に規定する他の保管口座への有価証券の移管若しくは返還又は同項第10号ロ(2)に規定する払出し(災害等による返還等を除きます。))に限り、)を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。 5 やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。 6 お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意(同意書の提出を含む)が必要となります。 (代理人による取引の届出) 第17条 お客様の代理人が、非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。 2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 3 お客様の法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の二親等内の者に限ることとします。 5 お客様の法定代理人以外の代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、	(新 設) (新 設)

新	旧
<u>その旨の届出を行っていただく必要があります。</u> (法定代理人の変更) 第 18 条 お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。 (12 歳を迎えた場合の取引残高の通知) 第 19 条 お客様がその年 1 月 1 日において 12 歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。 (お客様が成年を迎えた場合の通知) 第 20 条 お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えた場合には、当社は、同年 1 月 1 日付でお客様の開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高並びに次に掲げる事項をお客様本人に通知いたします。 ① 同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60 万円から 120 万円に変更されること。 ② 同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特定非課税管理勘定が設けられること。 ③ 非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円(うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円)に変更されること。 (非課税口座の開設について) 第 21 条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に、<u>お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳以上の場合には特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳未満の場合には未成年者特定累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> 2 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合、当社は、<u>所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> (特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて) 第 22 条 お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。 (非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い) 第 23 条 お客様が当社に対して 2026 年 10 月～12 月の間に<u>未成年者特定累積投資勘定に関する非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせて</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (非課税口座の開設について) 第 9 条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 2 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合、当社は、<u>所轄税務署</u>から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、<u>所轄税務署</u>から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。 (特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて) 第 10 条 お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。 (新 設)

新	旧
<u>いただきます。</u> 第 <u>24</u> 条～第 <u>25</u> 条（省 略） （契約の解除） 第 <u>26</u> 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号へに規定する非課税口座等廃止事由又は同項第 10 号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 1 号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日</u> ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>29</u> 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>33 項第 2 号</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該<u>非課税口座</u>開設者が死亡した日 第 <u>27</u> 条～第 <u>28</u> 条（省 略） 附 則 この約款は、<u>2026 年 10 月 1 日</u>より適用させていただきます。 以 上 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 第 2 章 未成年者口座の管理 (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理) 第 4 条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 <u>16</u> 条から第 <u>18</u> 条、第 <u>20</u> 条及び第 <u>25</u> 条第 1 項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)又は継続管理勘定において処理いたします。 （未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第 10 条 第 7 条若しくは第 8 条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 <u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u> ① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日 ③ <u>2026 年 1 月 1 日</u> 第 6 章 その他の通則 (非課税口座のみなし開設) 第 27 条 <u>2024 年から 2027 年までの各年(その年 1 月 1 日に</u>	第 <u>11</u> 条～第 <u>12</u> 条（省 略） （契約の解除） 第 <u>13</u> 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>16</u> 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 （新 設） ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ③ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 <u>26 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該<u>口座</u>開設者が死亡した日 第 <u>14</u> 条～第 <u>15</u> 条（省 略） 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 第 2 章 未成年者口座の管理 (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理) 第 4 条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 <u>15</u> 条から第 <u>17</u> 条、第 <u>19</u> 条及び第 <u>25</u> 条第 1 項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)又は継続管理勘定において処理いたします。 （未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第 10 条 第 7 条若しくは第 8 条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。 （新 設） 第 6 章 その他の通則 (非課税口座のみなし開設)

新	旧
においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (本契約の解除) 第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① (現行どおり) ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ (現行どおり) ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (現行どおり) 附 則 この約款は、<u>2026年10月1日</u>より適用させていただきます。 以 上	第27条 2024年以後の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 (本契約の解除) 第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① (省 略) ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ (省 略) ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日) ⑤ (省 略)